

安全運転管理者等講習申請等について（Q&A）

令和8年度から栃木県電子申請システムによる申請を開始します。

令和8年度に限り、収入証紙で納付することができます。その場合、電子申請は不要です。

収入証紙をお持ちでない方、及び令和9年度以降の安全運転管理者等講習には、電子申請（事前申込み）と電子納付（事前収納）が必要となります。

目 次

Q1 講習通知はいつ届くのか。

Q2 指定された講習日に受講できない場合は、どうすればよいのか。

Q3 講習申請は、どうすればよいのか。

Q4 講習の電子申請ができるのは、安全運転管理者本人か。

Q5 講習の電子申請に、「利用者登録」する必要はあるか。

Q6 講習を電子申請した後、講習手数料の電子納付はどのようにするのか。

Q7 手数料の納付手段は何があるのか。

Q8 クレジットカードで利用できるブランドは何か。

Q9 講習の電子申請と手数料の電子納付が終了した後はどのようにするのか。

Q10 会場に「講習申請書」などを忘れた場合はどのようにするのか。

Q11 会場で申し込みはできないのか。

Q12 講習手数料の納付後に、安全運転管理者等を交代した場合はどのようにするのか。

Q13 会場を誤って入力した場合は、どうすればよいか。

Q14 講習申請を完了したが、支払期限内に納付できなかった場合はどのようにするのか。

Q15 講習申請と講習手数料の支払いが完了しているが、申請した講習を受講できなくなった場合はどのようにするのか。

Q 1 講習通知はいつ届くのか。

A 1 講習日の約1か月前です。各地区単位で順番に郵送しています。事業所が多い地区は、数回に分けて講習日を設けています。

Q 2 指定された講習日に受講できない場合は、どうすればよいのか。

A 2 各講習会場に定員がありますので、原則として指定された日に受講してください。

どうしても都合が合わない場合などは、栃木県警察のホームページ等に掲載された講習日程表を確認して受講してください。

Q 3 講習申請は、どうすればよいのか。

A 3 講習手数料(5,100円)を収入証紙で納める方は、前年(令和7年)度と同様に、講習申請書を記載して貼付のうえ、講習通知書、身分証明書とともに各会場の受付に提出してください。収入証紙は令和8年3月31日で販売終了し、使用期限は令和9年3月31日までです。オンライン講習も同様に、オンライン受付のある日時・会場で申請してください。

収入証紙以外で納める方は、電子申請(申請期限は講習日の約7日前までの指定日まで)と電子納付(納付期限は申請後14日以内または、講習日の約7日前までの指定日まで)が必要になります。

電子申請は栃木県警察本部のホームページから手続きしてください。

ホーム画面から「交通安全」→「安全運転管理者制度」をクリックし、「講習の申込み」に進んでください。

Q 4 講習の電子申請ができるのは、安全運転管理者本人か。

A 4 代理の方でも申請できます。ただし、講習を受講できるのは安全運転管理者本人です。

Q 5 講習の電子申請に、「利用者登録」する必要があるか。

A 5 必ずしも必要ではありません。利用者登録すると、項目によっては入力が補助されるほか、申込内容照会のタブで申請中の手続きを一覧で確認することができて、複数の手続きを申請する場合などには便利です。

Q 6 講習を電子申請した後、講習手数料の電子納付はどのようにするのか。

A 6 講習申請が完了すると、約10分後に講習手数料の電子納付が出来るようになります。栃木県電子申請システムのホーム画面から「申請状況確認」を選択して、整理番号とパスワードを入力、「SBペイメントでお支払いされる方はこちら」のボタンから手続きを進めてください。

ペイジーを利用する場合、付与されたペイジー番号を使用し、ペイジー対応のATM又はインターネットバンキング等から手数料を納付してください。会場ごとに納付期限が異なりますので必ずご確認ください。

Q7 手数料の納付手段は何があるか。

A7 クレジットカード、ペイジー（インターネットバンキングやペイジー対応のATMで現金で納付することができます。金融機関によって取扱い内容や時間が異なります。）が利用できます。

その他、一部のコード決済（PayPay、auPay、d払い）が利用できます。

Q8 クレジットカードで利用できるブランドは何か。

A8 Visa、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClubが利用できます。

Q9 講習の電子申請と手数料の電子納付が終了した後はどのようにするのか。

A9 講習手数料が支払い済みとなっている画面を印刷した書面が必要になります。

もう一度A6のとおり「申請状況確認」の「申込内容照会」画面からログインして「納付情報」の「オンライン決済」に「お支払いが完了しています。」と表示されていることを確認して、印刷してください（1ページ目のみ）。

更に、画面最後の「PDFファイルを出力する」ボタンを押して「講習申請書」をダウンロードして印刷、講習当日に「身分証明書」と併せて会場受付に提出してください。

Q10 会場に「講習申請書」などを忘れた場合はどのようにするのか。

A10 会場で確認が取れれば受講できますが、確認できない場合は受講できません。

会場で「講習申請書」を作成して「講習通知書」「身分証明書」とともに受付に申告してください。

Q11 収入証紙がない場合など、会場で申し込みはできないのか。

A11 申し込みできません。

令和8年度の講習に限り、講習手数料を収入証紙で収める方に限って、電子申請せず当日会場での講習申請と受講ができます。

Q12 講習手数料の納付後に、安全運転管理者等を交代した場合はどのようにするのか。

A12 印刷した講習申請書の氏名を訂正して受付で申告してください。

管轄警察署への変更手続きが済んでいない場合は、速やかに手続きしてください。安全運転管理者等の交代の手続きは、法令で変更のあった日から15日以内と規定されています。

代表者の氏名

安全運転管理者等の氏名又は職務上の地位

自動車の使用の本拠の位置又は名称

などに変更があった場合も同様に変更手続きが必要です。

Q13 会場を誤って入力した場合は、どうすればよいか。

A13 手数料の納付前であれば受講可能な会場を選択し、再度申請をしてください。

手数料の納付が完了している場合は、必ず警察本部交通企画課（028-622-0110）に受講を希望する講習日時等連絡してください。

Q14 講習申請を完了したが、支払期限内に納付できなかった場合はどのようにするのか。

A14 受講できる講習を選択して、もう一度講習を申請してください。

Q15 講習申請と講習手数料の支払いが完了しているが、申請した講習を受講できなくなった場合はどのようにするのか。

A15 手数料の納付が完了している場合は、必ず警察本部交通企画課（028-622-0110）に受講を希望する講習日時等を連絡してください。

講習申請書などは、受講できなかった会場のまま受付に提出して申告してください。